封　一連番号　組織　法人名　資本金

利　分非　自主　事延　都延　繰

※処理事項	整理番号	事務所	係	区分	法人番号	申告区分
	5 0 6					

第六号様式（提出用）（平成二十三年九月改正）

受付印

利子割明細等確認

申告入力　1. 通常　2. 強制

加減算入力

異動

平成　年　月　日

東京都　都税事務所長／支庁長　殿

※処理事項　発信年月日　通信日付印　確認印

この申告の基礎：法人税の平成　年　月　日の修正申告・更正・決定・再更正による。

申告年月日　年　月　日

所在地（本都が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　　）
事業種目	
期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）	兆　十億　百万　千　円
期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	
（ふりがな）法人名	
（ふりがな）代表者自署押印	印
経理責任者自署押印	印

平成　年　月　日から平成　年　月　日までの事業年度分又は連結事業年度分の事業税・地方法人特別税・都民税の中間・確定申告書

※処理事項　計　50人超　50人以下　除　分配

（事業税）

摘要		課税標準	税率（/100）	税額
所得割	所得金額総額 ㉝	兆 十億 百万 千 円		
	年400万円以下の金額 ㉞	000		00
	年400万円を超え年800万円以下の金額 ㉟	000		00
	年800万円を超える金額 ㊱	000		0
	計 ㉞＋㉟＋㊱ ㊲	000		0
	軽減税率不適用法人の金額 ㊳	000		0
付加価値割	付加価値額総額 ㊴			
	付加価値額 ㊵	000		0
資本割	資本金等の額総額 ㊶			
	資本金等の額 ㊷	000		00
収入割	収入金額総額 ㊸			
	収入金額 ㊹	000		00
合計事業税額 ㊲＋㊵＋㊷＋㊹又は㊳＋㊵＋㊷＋㊹ ㊺				00

仮装経理に基づく事業税額の控除額 ㊻	兆 十億 百万 千 円	既に納付の確定した当期分の事業税額 ㊼	00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ㊽		この申告により納付すべき事業税額 ㊺－㊻－㊼－㊽ ㊾	00
㊾の内訳 所得割 ㊿	00	付加価値割 51	00
㊾の内訳 資本割 52	00	収入割 53	00
㊾のうち見込納付額 54		差引 ㊾－54 55	

（地方法人特別税）

摘要	課税標準	税率（/100）	税額
58の内訳 所得割に係る地方法人特別税額 56	00		00
58の内訳 収入割に係る地方法人特別税額 57	00		00
合計地方法人特別税額（56＋57） 58			00

仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額 59	兆 十億 百万 千 円	既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額 60	00
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額 61		この申告により納付すべき地方法人特別税額 58－59－60－61 62	
62のうち見込納付額 63		差引 62－63 64	

※処理事項（記載しないでください）　分県割数

事業税 1	総数	
	本都	
事業税 2	総数	
	本都	
都民税	総数	
	特別区	
	市町村	

所得金額の計算		
所得金額（法人税の明細書（別表４）の（37））又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の（46）） 65		兆 十億 百万 千 円
加算	損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額 66	
加算	損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額 67	
減算	益金の額又は個別帰属益金額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額 68	
減算	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額 69	
繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額 70		
所得金額差引計 65＋66＋67－68－69－70 71		
法人税の所得金額（法人税の明細書（別表４）の（46））又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の（52）） 72		

損金算入した源泉所得税の加算処理

税額控除を行った外国法人税の減算処理

決算確定の日	平成　年　月　日	法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額 73	
解散の日	平成　年　月　日	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成　年　月　日
申告期限の延長の処分（承認）の有無	事業税 有・無　法人税 有・無	法人税の申告書の種類	青色・その他
この申告が中間申告の場合の計算期間	平成　年　月　日から	法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額	円
	平成　年　月　日まで	翌期の中間申告の要否 要・否	国外関連者の有無 有・無

（都民税）

（使途秘匿金税額等）		兆 十億 百万 千 円
法人税法の規定によって計算した法人税額	①	
試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額	②	
国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る法人税額の特別控除額	③	
還付法人税額等の控除額	④	
退職年金等積立金に係る法人税額	⑤	
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①＋②＋③－④＋⑤	⑥	000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑦	000
法人税割額（⑥又は⑦×/100）	⑧	
外国の法人税等の額の控除額	⑨	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑩	
利子割額の控除額（控除した金額㉙）	⑪	
差引法人税割額 ⑧－⑨－⑩－⑪	⑫	00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬	00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭	
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額（㉜）	⑮	00
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫－⑬－⑭＋⑮	⑯	00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰	月
均等割額 円×⑰/12	⑱	00
均等割額 既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲	00
均等割額 この申告により納付すべき均等割額 ⑱－⑲	⑳	00
この申告により納付すべき都民税額 ⑯＋⑳	㉑	00
㉑のうち見込納付額	㉒	
差引 ㉑－㉒	㉓	

法人税で税額控除し切れなかった外国法人税の法人税割での税額控除

利子割の税額控除

（東京都の場合）

東京都に申告する場合の⑧の計算		
特別区分の課税標準額	㉔	000
同上に対する税額 ㉔×/100	㉕	
市町村分の課税標準額	㉖	000
同上に対する税額 ㉖×/100	㉗	

利子割額に関する計算		
利子割額（控除されるべき額）	㉘	
控除した金額（⑧－⑨－⑩と㉘のうち少ない額）	㉙	
控除することができなかった金額 ㉘－㉙	㉚	
既に還付を請求した利子割額	㉛	
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㉛－㉚（⑮）	㉜	

利子割還付額の均等割への充当　□希望する　□希望しない

還付請求		
中間納付額	74	兆 十億 百万 千 円
利子割額	75	
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	金融機関名　支店名　預金種目　口座番号	

関与税理士署名押印　印　（電話　　　）

都・法　12030－201

506

還付処理を速やかに行うため、『法人事業税・地方法人特別税及び法人都民税に係る都税還付金等還付請求書兼口座振替依頼書』の提出をお願いします。